

板橋区立北前野小学校のいじめ防止基本方針

(1) いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係 づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(2) いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等で構成する。

◎「いじめ防止対策組織」役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況に確認
- ・教職員への共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

(3) いじめの未然防止のための取組

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、子どもに人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、一人ひとりが大切にされ、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努める。教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。

異学年で構成するなかよし班活動を通し、他者と深く関わる体験を重ね、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

日頃の「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけとして、全校朝会における校長講話、学区内中学校生徒会におけるいじめ撲滅キャンペーンを設定する。中学校生徒会の取組は、学びのエリア内で共有化する。

全校朝会等でのよい行いの表彰。特別活動での学級会を積極的に行うことで、できたこと、がんばったことを認め合う学級の雰囲気づくりをする。

人権教育や道徳の授業を中心とする学習活動を積み重ねながら、一人ひとりを認め励し、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。

協働学習、学習における自己評価力の向上、「いいところ探し」など認め合う場の設定し、学び合い認め合う授業による児童・生徒相互の温かな人間関係を作れるようにする。いじめ加害の背景には、授業や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人ひとりを大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていく。

子どもにSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて指導する。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

本校が取り組むいじめ未然防止等について、保護者への理解を促すとともに、関係機関等と定期的に情報交換したり、学校支援地域本部を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

(4) いじめの早期発見のための取組

朝の健康観察及び休み時間や給食の時間等の様子の観察を綿密に行い、児童の挨拶、声かけ、対話の対応から児童の僅かな変化に気付くようにする。

毎学期のアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

夕会での職員打ち合せなどの時間を活用した週1回以上の情報共有の場の設定し、教職員同士の情報交換の場とする。

いじめ対策委員会を毎月開催し、平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図る。

各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。

子どもがいじめの悩み等を担任以外へも相談できる学校体制とする。

保護者及び地域からの声の収集のため、相互の情報交流が可能なシステムの構築(学校便りの活用や意見ポストの設置など)をする。

SCによる面接を、1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

道徳地区公開講座を利用して、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を推進する。

安全指導の中に情報モラル教育を、保健の授業の中に薬物乱用防止教室を年間指導計画に位置付け、継続的な指導を計画的に行う。

(5) いじめの早期対応のための取組

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「いじめ対策委員会」を速やかに開く。

担任を中心とし、情報の収集と記録をし、「いじめ対策委員会」で情報の共有、事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて教育委員会、警察、病院、児童相談所など、関係機関と連携する。

保護者とも情報を細かに共有し、学校が安心できる場所であることを伝える。

◎被害児童への対応及び支援

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせに来た子どもの安全を確保する。「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達を行うことで、いじめの早期発見にもつながる。

「いじめ」という行為が悪いことだという共通認識を押さえ、学校全体で被害児童の味方であることを明言する。SCとの連携による安心できる場の確保をしていく。

「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。

被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場の設定をし、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者(同士を含む)との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

◎加害児童への措置

速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。

事前の加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察と定期的なSCとの面談を加害児童に対して行う。

いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し(別室)指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。

なおも他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害児童の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。

(6) 校内相談体制

いじめ対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。

被害児童・生徒の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童・生徒の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童・生徒の保護者に対しても満足な支援が必要となる場合には、養護教諭 やSC等によるカウンセリングを行う。

「少しでも気になる児童・生徒の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムの構築し、管理職への確実な報告可能な体制及びSCとの情報共有の場を設定する。

個々のケースについての情報共有及び教職員一人ひとりの関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童・生徒への声掛けを行う。

日々の児童・生徒観察に使用するチェックリストの項目の設定、危機レベルの設定と学校全体の動きが分かる資料を作成する。

(7) 校内研修

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が子どもとしっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、ふれあい月間を含め各学期に2回は研修を行う。その際、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために -いじめ防止教育プログラム-」、「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」等を活用する。

アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭又は主任教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として各教員に広める。

SCを交えたケース会議や情報交換会を定期的実施し、子どもの人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

(8) 保護者及び地域との連携及び啓発

学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得よう努める。

家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・子ども家庭支援センター・主任児童委員・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。

PTAや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

(9) いじめによる重大事態等への対処

いじめにより重大事態(「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」)が発生したと認知したときは、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ② 学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③ 板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

(10) その他

学校いじめ防止等基本方針の内容の定期的な検討については、学校いじめ等対策委員会の主導によりPDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。

いじめ防止等に係る年間計画（数字は学年）

| 月 | 児童の活動(学年) | 教職員の動き | 保護者・地域 |
|----|---|--|--------------------------------|
| 4 | ・一年生を迎える会 | ・基本方針確認 ・巡回指導講師、SC等の紹介 ・児童理解研修(いじめ防止研修)① | ・保護者会 ・一斉下校訓練 |
| 5 | ・hyper-QU | ・地域訪問・個人面談 ・教員自己申告 ・学びのエリア研修 | ・PTA総会 ・土曜授業プラン ・CS委員会① |
| 6 | ・ふれあい月間① | ・校長講話 ・道徳地区公開講座 ・いじめ防止に関する授業① ・児童理解研修(いじめ防止研修)② | ・土曜授業プラン |
| 7 | ・SC面接(5) | ・アンガーマネジメント研修 ・学びのエリア研修 | ・保護者会 |
| 8 | | | ・CS委員会② |
| 9 | | | |
| 10 | ・保幼との交流(1) ・運動発表会 | ・学びのエリア研修 | ・土曜授業プラン |
| 11 | ・北前野発表会 ・ふれあい月間② ・hyper-QU | ・個人面談 ・いじめ防止に関する授業② ・校長講話 | ・土曜授業プラン ・CS委員会③ |
| 12 | ・高齢者施設訪問(4) | | ・保護者への学校評価アンケート |
| 1 | | ・児童理解研修(いじめ防止研修)③ | ・学級活動の日 ・土曜授業プラン ・CS委員会④ |
| 2 | ・ふれあい月間③ ・六年生を送る会 | ・校長講話 ・いじめ防止に関する授業③ | ・土曜授業プラン ・CS委員会⑤ |
| 3 | ・新入生を迎える準備 | ・基本方針改善 | ・保護者会 |
| 通年 | ・道徳教育 ・体験活動 ・なかよし班活動 ・あいさつ目標設定 | ・いじめ対策委員会(月1回) ・健康観察 ・SC相談 | |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員でいじめ対策委員会を開き、共通理解を図りながら、対応していく。
 ※重大事態の発生が確認された場合、ただちに板橋区教育委員会にその発生を報告し、関係諸機関と連携して早急に対応にあたる。

いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- 笑顔が無く沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- けがの原因を曖昧にする。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡が付いている。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- 登校時に、体の不調を訴える。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子供から言葉掛けを全くされていない。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- よくけんかが起こる。
- 付き合い友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- 他の方の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。

6 教師との関係

- 教師と視線を合わせなくなる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。
- 教師との会話を避けるようになる。